

令和5年8月21日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るものについて、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	1
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

①	ある港湾施設内に建設廃棄物が放置されている。	担当課に調査を指示したところ、当該廃棄物については適切な使用許可手続きを経て置かれていたものであること、その当該廃棄物も既に撤去されていることを確認した。
②	ある課に所属するある調査員は、調査内容の審査等の業務を適正に実施していない。	担当課に調査を指示したところ、調査の実施手法自体には不適正な事実は確認できなかったが、事務の処理の進め方について一部理解不足があったので、説明を行った旨の回答を得た。
③	県職員が昼食時間帯に1時間を超えて喫茶店内にいた。	担当課に調査を指示したところ、午前中の出張用務と午後に出張用務において不測の時間調整を行う必要が生じたため、やむをえず喫茶店内に滞在していたものであり、服務規程に反するとまでは言えないが、県民の皆様から不信を招くような行動は慎むよう、当該職員には注意し、課内においても周知を行った旨の回答を得た。
④	共済組合に対して年金手続きを依頼しているが、手続きが遅い。また、その連絡する際は、会計年度任用職員は業務に使うメールアドレスがなく不便なので、書類のやりとりについて検討いただきたい。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑤	令和5年7月19日に資料提供された不正行為等通報③⑦について、土砂災害警戒情報については、法令上、知事が一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないとなっているため、不適切である。	担当課に調査を指示したところ、土砂災害警戒情報発表後、県から該当する市町村への通知については、防災情報システムにより伝達を行っており、あわせて県からは防災わかやまメールや和歌山県河川/雨量防災情報システム、防災わかやまHPへの情報提供をもって一般に周知させるための必要な措置をしている。また、緊急速報メールに関する県の配信可能項目の内容については、今後、県ホームページへの掲載を予定している旨の回答を得た。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	②③
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	3	①④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①⑤
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	③
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3) 調査を継続中としたもの	0	
(4) 不受理としたもの	1	④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

前月(7月)に受理した通報はありません。

2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。